

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
合名会社八幡屋商店	茨城県常陸太田市町屋町490-1	9-810001

2 指名停止措置期間 令和6年5月8日～令和6年6月7日（1か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要
(名) 八幡屋商店は、令和6年3月14日に契約した「06. 学校給食センターA重油（第1四半期）購入（1ℓ当たり単価）」において、単価が見合わない理由で令和6年4月9日に契約解除の申し出があった。

5 指名停止理由
上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第9号(1)に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) (1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111